

1. 令和2年度の通常総会について

新型コロナウイルス報道が連日流され、被害が収束するどころか被害がますます拡大し、「緊急事態宣言」が出される状態になりました。このような状況を受けて、本年度の通常総会は、多人数で集会を行うことを避ける必要があります。そのため、会場への出席を控えて頂き、「議決権行使書」又は「委任状」のご提出を特段にお願いすることとしました。

〈1〉書面による決議について

通常総会を開催せずに書面による決議については、準拠する区分所有法45条に「書面又は電磁的方法による決議」の規定があります。「第45条 この法律又は規約により集会において決議をすべき場合において、区分所有者全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。（以下省略）」つまり、書面で決議することで、総会を開催したことには出来ませんが、その前提として「区分所有者全員の承諾がある」ことが求められます。この前提条件は著しくハードルが高く、一人でも反対者があれば成立しないとされ、尚且つ総会開催前に手続きをとる必要があります。従って780通の書面議決の承諾を得ることは不可能に近いと判断せざるを得ません。

〈2〉開催を延期することについて

通常総会の開催時期について、大正住宅管理組規約第42条に「通常総会を、毎年1回招集するただし、会計年度終了後2か月以内に招集するものとする。」と規定されていますが、総会開催を延期する規定はありません。

区分所有法においても毎年1回集会を招集しなければならないとされています（区分所有法第34条第2項、第43条）。今回の状況に対して法務省からは「前年の集会の開催から1年以内に区分所有法上の集会の開催をすることができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後、本年中に集会を招集し、集会において必要な報告をすれば足りる」との見解が示されています。しかし、何時新型コロナウイルスが解消されるのかの判断が付かないこと、この間の事業活動・役員選任の停滞にも繋がるため、安易に延期することが出来ません。

〈3〉開催の実施に当たって

上記の通り、書面による決議、会期の延長は困難と判断し開催することとしますが、新型コロナウイルスの感染を防ぐためには、3つの「密」を避ける必要があると言われており、総会時では、この3つの「密」の状態になる可能性が大きく、新型コロナウイルスに感染する可能性も増すこととなります。そのため、議案書表紙に次のことを掲載することとしました。ご理解頂きますようお願い致します。

- (1) 咳、発熱等の風邪の症状がみられる方、持病をお持ちの高齢者の方は、無理に出席されずに、委任状又は議決権行使書をご提出ください。
- (2) 出席される方は、感染を防ぐために必ずマスクを着用して下さい。
- (3) 会場内は人と人の間隔を開けて椅子を置きますので、許容スペースが狭くなり、密集する場所を避けるために入室をご遠慮頂く場合がありますので、ご容赦願います。
- (4) 密閉空間を避けるため、会場のドアは空けた状態で議事進行を行います。

2. 作業所の5月度作業予定

- 1) 草、芝刈り
- 2) ツツジ刈込
- 3) 除草剤散布
- 4) 茶毒蛾焼却
- 5) 豚草除去
- 6) 他随時作業